

寒冷な場面における感染防止対策を徹底するため、関係各所に「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を周知するとともに、必要に応じて、当該感染防止対策について、業種別ガイドラインへの記載等の検討を促すようお願いします。

事務連絡
令和2年11月11日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

11月9日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、「最近の感染状況を踏まえた、より一層の対策強化について」が提言され、その中で、換気の問題等、寒冷な場面における感染防止策について、「例えば特に飲食店などでは二酸化炭素濃度をモニターするなど、具体的な指針を示すこと」とされております。

そうした提言を踏まえ、「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」をとりまとめておりますので、関係各府省庁におかれては、冬期における換気等が十分なされるよう、関係各所に周知願います。

特に、関係団体等により下記のとおり周知を行い、当該団体が業種ごとの感染拡大防止ガイドライン（以下「業種別ガイドライン」という。）改訂の検討を促すようお願いします。

- 「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を周知すること。特に、寒い環境での適切な換気（機械換気や室温が下がらない範囲での常時窓開け）や適度な保湿（湿度40%以上を目安）が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効と考えられることや、飲食店など、特に密が発生しやすい場所では、換気状況を確認すること等が有効であることを周知すること。
- 周知先の団体が業種別ガイドラインを策定している場合は、必要に応じ、寒冷な場面における換気方法や、CO₂センサー、加湿器等の設置が有効であることを明記する等、業種別ガイドラインの改訂を検討すること。

なお、今後、厚生労働省など、関係各府省庁から別途寒冷な場面における具体的な換気方法等について周知される場合には、当該周知にも御留意ありたい。

以上

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

○マスクを着用

(ウイルスを移さない)

○人と人の距離を確保

(1mを目安に)

○「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に

○3密を避ける、大声を出さない

『5つの場面』

場面1：飲酒を伴う懇親会

場面2：大人数や長時間におよぶ飲食

場面3：マスクなしでの会話

場面4：狭い空間での共同生活

場面5：居場所の切り替わり

2. 寒い環境でも換気の実施

○機械換気による常時換気を

(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)

○機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で

常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)

また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる

(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)

○飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm以下(*)を維持

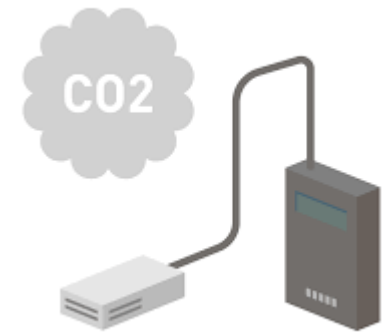
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

○換気しながら加湿を

(加湿器使用や洗濯物の室内干し)

○こまめな拭き掃除を



CO2センサー